

## 議第136号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月27日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「長屋（」の右に「耐火建築物又は」を加える。

第35条第2項中「であり、又は」を「である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が」に改める。

第43条の3第1項中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提案理由

建築基準法の一部改正により耐火建築物の定義が改められたことに伴い、当該建築物の取扱いを定める等の必要があるので提案する。